

会 議 録		令和6年12月9日作成	令和10年3月末日廃棄
会議名	京都府城陽警察署協議会（令和6年度第3回）		
開催日	令和6年12月2日（月曜日）		
時 間	午後1時30分から午後3時15分までの間（105分間）		
場 所	京都府城陽警察署 講堂		
出席者	大久保会長、佐川副会長、浦畑副会長、岸本委員、武田委員、森委員 亀川委員、水田委員、中川委員、島本委員、田中委員 計11人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長 警備課長、交通課長、広聴係長 計10人		
諮 問 事 項	1 城陽警察署警戒の空白地区解消プロジェクトⅡ 2 城陽市内の交通事故防止対策		
会 議 内 容	<p>1 署長挨拶 司会 副署長</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 会長会議結果報告～浦畑副会長</p> <p>4 協議 司会 会長</p> <p>(1) 諮問事項説明 城陽警察署警戒の空白地区解消プロジェクトⅡ～地域課長</p> <p>【委員】先ほどの説明で、外国人の方が他人の田んぼに入って食用のためのイナゴを採っていたということだが、何かの罪になるのか。</p> <p>【警察】イナゴを採ること自体は犯罪ではないが、他人の田んぼの中に入ることが問題である。</p> <p>当署では、今年9月から市役所やJA京都やましろ、各種ボランティア団体の協力を得て、「農作物盗難被害防止合同パトロール」を実施している。この頃、全国で米泥棒や府南部でネギ泥棒が多発しており、当署管内においては、1件も発生させないという気持ちで注意喚起とパトロールを強化していた。当署から、米泥棒などの注意喚起を呼び掛けていたことにより、「外国人の方が田んぼに入っている。」と通報をしていただき、効果を証明できた事例である。</p> <p>【委員】今年の夏から秋にかけてネギ泥棒が多く発生し、他の警察署も合同パトロールを始めていると聞いているが、城陽署はそれに先駆けてパトロールを開始したのはすごいと思う。</p>		

【警察】実は、農作物被害を出さないための合同パトロールは、今年の春から当署
独自で計画をしていたものである。これは管内の川で、外国人の方が「鯉」
や「すっぽん」を獲っている状況を見たことがきっかけとなった。

城陽市では、市のマスコットにもなっている「イチジク」が、夏から秋に
かけて多くの畑で実を付けるが、手が届く所に実が付いているので、文化の
異なる外国人の方が罪になるとは思わずに散歩しながら採って（盗って）し
まうこともあるのではないかと考えたものである。

決してネギ泥棒がきっかけで始めたものではないということを委員の皆さん
には知っていてもらいたい。

【委員】最近では城陽市内でも外国人の方を多く見掛けるようになった。前回の会議
でも外国人の方の犯罪が増えていると聞いたが、外国人の方を雇用している
企業への教養の機会等はないのか。

【警察】現在は高速道路延伸工事の作業員として来られている外国人の方も多く、
企業自体は大阪などの隣接府県にあり、寮と仕事場が城陽市という場合もあり、
全てを把握するというのは難しい。

【委員】粗大ごみを出した際、外国人の方が持って行くことがあり、トラックを道
路中央に止めるなど、通行ができないことがある。

【警察】資源ゴミなどであれば窃盗で検挙ができる場合があるが、それ以外のゴミ
での検挙は難しい。通行の邪魔になるようであれば、通報してもらえれば対
応する。

【委員】介護施設の方々と迷い老人発見のための訓練をされたということだが、訓
練が必要なほど数が多いのか。

【警察】他署の件数まで今手元に資料がないので分からないが、当署はほぼ毎日と
言っていていくらい、迷い老人の申告があり、年々増加している。

(2) 諮問事項説明

城陽市内の交通事故防止対策～交通課長

【委員】子供をチャイルドシートに座らせ、交通事故に遭った際、シートベルトが
お腹に食い込み、子供が亡くなったという話を聞いたことがある。

【警察】事故の規模や状況によってはシートベルトをしていても死亡することはあ
る。シートベルトはあくまで死亡リスクを軽減させる道具であり、命を守る
主役は人である。事故をしないための防衛運転を心掛けることが大切である。
また、シートベルトが正しく装着できていない場合、チャイルドシートやジ
ュニアシートが体格に合っていない場合は、逆に怪我のリスクが高くなるた
め、体格に合ったものを使用することが重要である。

【委員】自転車の取締り対策はどうしているのか。

【警察】夜間の無灯火走行については指導を行い、一時停止の違反は切符での処理
をしている。

【委員】歩道上の右側通行の自転車の取締りをしてほしい。

【警察】自転車の右側通行は随時取締りを行っている。

歩道通行可の歩道は、左右関係なく自転車は通行できるため、右側通行の

会 議
内 容

取締りはできない。ただし、歩道はあくまで歩行者優先であるので、歩行者を妨害するような運転は指導や取締りの対象となることから、今後の取締りの参考とする。

【委員】 市役所前の交差点近くで、横断歩道のない場所で道路を横断する人をよく見掛ける。ある時、近くにパトカーがいて横断している人に対してマイクで注意をしているのを見掛けたが、別の日に同じようなシチュエーションでパトカーが何も言わず、通り過ぎていくのを見た。やはりそこは一貫して同じ取扱いをするべきだと思う。

【警察】 その場を見ていないため、状況など分からないが、気付いていて注意しなかったのであれば、そこは善処していく。また、市役所前に限らず乱横断をしないよう広報啓発に努めていく。

以上

第3回京都府城陽警察署協議会の開催状況

